

令和元年12月24日

川西市議会議長

秋 田 修 一 様

総務生活常任委員長

福 西 勝

### 委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和元年12月10日）

1. 議案第72号 川西市コミュニティセンター牧の台会館等の指定管理者の指定について

**議案の概要**

本案は、川西市コミュニティセンター牧の台会館等の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするもの。

**質疑の概要**

問 今回の指定管理者選定委員会に係る委員構成とあわせて、議案審査資料で提出されている各委員の採点結果に差異が生じている項目について、市としてどのように評価しているのか伺いたい。

答 当該選定委員会は、学識経験者として地域活動等に知見のある大学教授1名、税理士1名、市民2名で構成されている。

また、採点に差が見られる項目について、まず財務状況では、専門委員を含めて、施設運営に問題はないと判断されており、市としても同様の認識である。一方、人材育成のための研修等に関して、施設によっては自治会役員の高齢化といった面で運営管理体制の点数に差異が見られるほか、管理経費面では、初期投資が必要となる照明器具のLED化などが進んでいない点をとらえて評価が分かれている施設もあるが、他の項目を含めて、選定委員には現地確認のうえ総合的に評価いただいている。こうした結果とあわせて、担当課としても指定管理者となる自治会やコミュニティと協議しており、今回の指定期間の運営が適切に行えると判断しているところである。

問 指定管理者による管理運営においては、平成24年度から外部評価を導入し、結果をホームページで公表しているが、評価に付随する助言等は指定管理者へ伝わり、解決に向けた取り組みは進んでいるのか伺いたい。

答 指定管理者である地域住民とは、毎月の定期的な会合以外にも日常的に接点があり、個別に相談や協議を行っていることから、取り組みとしては課題解決に向けて前進しているものと認識している。

**特記事項**

配付資料あり（川西市コミュニティセンター等指定管理者候補法人等採点集計表）

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

## 2. 議案第74号 川西市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 議案の概要

本案は、令和元年8月の人事院の国家公務員給与改定勧告及びこれに対する国の措置等を踏まえて一般職の職員、特別職に属する常勤の職員、市議会議員、特別職の職員で非常勤のもの等の給与等を改定するとともに、国民健康保険事業における普通調整交付金の申請誤りにより交付されなかった金額への対応として、市長・副市長・一般職の職員等の期末手当等の加算を凍結するため条例の一部を改正しようとするもの。

### 質疑の概要

問 国民健康保険事業における申請誤りに対して、全職員の期末手当等引き上げを凍結することで損失補填するとの方針が示されているが、その理由と対応の正当性について市の認識を伺いたい。

答 今回の申請誤りによる未交付額5800万円のうち5200万円を職員給与から捻出することとしたが、これは、全事業の見直しなどにより、さらに行財政改革を進めて市民に理解を求めなければならない時期に、今回の損失分を市民に転嫁することは適当でないと判断したことから、今回の措置を決定したものである。

答 負担は当事者以外の職員にも及んでいるが、管理責任に応じて負担の度合いは変えた上で損失分を捻出することとしており、再発防止に向けて今回の事案を組織全体の問題と捉えて決断したものである。

問 懲戒処分の対象でない職員が損失分を負担することについて、今後法的な問題が生じる可能性はないのか。また、今回の措置が職員全体の意思として捉えてよいのか伺いたい。

答 法的には国家賠償法に規定があり、公務員が過失により他人に損害を与えたときは公共団体が賠償することとなっており、その場合において公共団体はその公務員に対して求償権を有するとされている。ただし、賠償金の原資については規定がないことから、その捻出方法については市長の判断に委ねられていると認識している。

答 今回の期末手当等引き上げ分は、今後の支給となるものであることから、その凍結は不利益不遡及という法律上の原則には抵触しない。また、地方公務員法上の勤務条件に関する職員団体との交渉については、非常に難航したが2団体とも合意に達しており、これら法的手続きに関してはいささかの問題もないと認識している。

答 市は、市民から預かった税金をいかに適正に施策へ配分するかが大きな責務であり、職員の実ミスで損失が生じた場合は、人件費により補填財源を考えていかなければならない。今回の措置は、決して懲罰的な意味合いではなく、9月議会で市長・副市

長の責任として給与カットを行い、さらに職員全体で補填することにより、二度と同じようなことを起こさないという決意を示したものであると理解いただきたい。

問 今回の市の判断はやむを得ないと理解するが、万が一にも今後同様の事案が再発した場合に、本件を先例とすることには疑義がある。この点に対する市の考え方を伺いたい。

答 市としても、再発をいかに防ぐのが最大の責務と認識していることから、政令指定都市以外は努力義務とされる内部統制の仕組みを法改正後いち早く導入することとし、その手続きを経ながら事前にミスの芽を摘むよう努める考えである。しかし、内部統制による取り組みを重ねても、ミス発生の可能性がゼロになることはないという現実的な問題もあるため、今後、対処すべき事案が発生した際には、その内容に応じてその都度適切な対応策を判断していきたいと考えている。

#### 特記事項

議案質疑資料あり（1、一般職の職員、特別職に属する常勤の職員、市議会議員、特別職の職員で非常勤のもの等の給与等改定の新旧それぞれの人数及びそれぞれの影響額の詳細について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

### 3. 議案第75号 川西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

#### 議案の概要

本案は、高度化する行政課題等に速やかに対応するため、一般職の任期付職員を採用する必要があるため、新たに条例を制定しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 本案では、特定任期付職員が特に顕著な業績を挙げた場合には、給料月額に相当する額を手当として支給することとなっているが、こういった職業や業績を想定しているのか。

答 現在のところ採用計画はないが、具体例としては、弁護士資格を有する者を採用し、この者が訴訟を担当して勝訴した場合に、成功報酬に当たるものとして支給することが想定される、

問 特定任期付職員は、弁護士以外にこういった分野での採用が考えられるか。

答 他自治体では、IT関連の専門家や公認会計士を雇用している例がある。

問 議案質疑資料によると、現在嘱託員である公民館長を任期付職員として任用する予

定とのことであるが、その必要性について伺いたい。

答 現在は、退職した学校長等を地方公務員法に基づく特別職非常勤職員として公民館長に任命しているが、次年度からの会計年度任用職員制度導入により、現状の嘱託員として雇用する方法がなくなるため、専門的な知識経験等を有する者と位置付け、任期付職員として採用しようとするものである。

問 任期付職員は専門的な知識や経験を有する者とされ、採用時の評価基準を明確にすることが難しいと感じる。公平性を担保しながら適任者を選任することについて、現時点における市の対応方針を伺いたい。

答 現在のところ具体的な検討は進めていないが、特に特定任期付職員については、現行の職員採用時における試験制度のように、厳格な判断基準を整備していく必要があると認識している。

#### 特記事項

議案質疑資料あり（１、給料表に該当する職種について ほか）

審査結果 原案可決（賛成多数）

#### 4. 議案第76号 川西市犯罪被害者等支援条例の制定について

##### 議案の概要

本案は、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、新たに条例を制定しようとするもの。

##### 質疑の概要

問 第10条では市民等の理解促進のための広報・啓発について明記しているが、具体策について伺いたい。

答 広報誌やホームページで啓発を行うほか、条例の概要を示したチラシやポスターを作成して、各公共施設に配置する予定である。さらに、当事者の手元に届くことが何よりも重要となるため、被害に遭った人が最初に接する警察署のほか、犯罪被害者支援センターや兵庫県弁護士会といった専門機関にもチラシ等の配置を依頼して、本市在住の被害者に情報が届くよう取り組みを進めていきたい。

問 第11条で、犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため人材育成に努めるとしている点について、具体的な方策を伺いたい。

答 支援にあたっては専門的知識が必要となるため、今年度は既に生活相談課職員が電話相談員養成講座を受講しており、次年度以降も継続的に参加する予定としている。

<p>生活相談課以外の職員については、今後、講師を招いて講習会等の機会を設けて、研修等を進めていきたいと考えている。</p> <p>問 支援には生活相談課と他部署との連携が不可欠であるが、多数の職員が関わると相談者のプライバシー保護が危惧されることから、これに対する市の対応策について伺いたい。</p> <p>答 相談者への支援は多岐にわたる可能性があるため、事前に各部署の課長級職員に対して、支援可能な内容の聞き取り等を行っており、基本的には生活相談課の窓口で対応するものの、相談者の状況に合わせて随時各課へ協力を依頼しながら進める考えである。プライバシーへの配慮については、犯罪被害がデリケートな問題であるため、職員の守秘義務を含めて、今後開催予定の職員研修等で適切な対応を徹底していきたいと考えている。</p>
<p><b>特記事項</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

## 5. 議案第77号 川西市森林環境譲与税基金条例の制定について

<p><b>議案の概要</b></p> <p>本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定により、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てることを目的とした森林環境譲与税が創設されたことに伴い、当該譲与税を適正に管理するための基金を設置する必要があるため、新たに条例を制定しようとするもの。</p>
<p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 森林環境税の課税は令和6年度からであり、今回前倒しで基金を設置し、国の交付税及び譲与税配付金特別会計からの借り入れにより森林環境譲与税として予算計上しているが、今後の譲与額の見通しを伺いたい。</p> <p>答 本年度の当初予算では約700万円を計上しているが、今後3年ごとに300万円から500万円程度の増額が行われ、令和15年度以降は年間約2300万円が譲与される見込みとなっている。</p>
<p><b>特記事項</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（賛成多数）</p>

## 6. 議案第78号 川西市農業共済条例を廃止する条例の制定について

<b>議案の概要</b> 本案は、農業保険事業区域を兵庫県下全域とする兵庫県農業共済組合が設立され、令和2年4月1日から事業を開始することに伴い、条例を廃止しようとするもの。
<b>質疑の概要</b> 問 農業共済事業は、県下の市町や事務組合により、各地域の実情に応じて実施されてきたが、令和2年度から1県1組合化されることで、現在では異なる掛け金率が県下一律となることなどが想定される。こうした点を踏まえて、本市加入者への影響を伺いたい。 答 農業共済事業は水稻のみを共済目的として実施しているため、同様の他市町や事務組合と共済掛金率は一本化される。しかし、掛金算出の基礎となる基準単収は農地の状況に合わせて設定されることから、地域の実情に合わせた運営は一定担保されるものと認識している。  問 今回の制度変更等に関する共済加入者への周知状況について伺いたい。 答 現行の農業共済組合が、県下1組合化の方向であることについては、昨年からチラシ配布などを行うとともに、担当職員が農業従事者の集会などに出向いて、随時、1組合化に係る検討の進行状況なども伝えながら、周知を図ってきたところである。
<b>特記事項</b> 議案質疑資料あり（1. 兵庫県全域化とする兵庫県農業共済組合設置の詳細及び市会計への影響及び変更について）
<b>審査結果</b> 原案可決（賛成多数）

## 7. 議案第79号 川西市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<b>議案の概要</b> 本案は、川西市消防本部及び川西市南消防署の新庁舎への移転に伴い、所在地が変更となるため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>質疑の概要</b> なし
<b>特記事項</b> なし
<b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）

## 8. 議案第84号 令和元年度川西市一般会計補正予算（第3回）

### 議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第1款議会費。第2款総務費のうち第1項総務管理費第7目公共施設マネジメント費を除く全部。第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費及び第3目総合センター費。第4款衛生費のうち第2項環境衛生費及び第3項清掃費。第5款労働費。第6款農林業費。第7款商工費。第9款消防費。第11款災害復旧費。

第2表 繰越明許費補正

第3表 債務負担行為補正

第4表 地方債補正

### 質疑の概要

(1) 第1表 歳出

① 第9款 消防費

問 現在建設中の消防本部・南消防署の隣接地を購入するための費用として3910万円を追加しようとしているが、購入に至る経緯等について伺いたい。

答 当該土地については、建設前の再配置計画等を公表した時点から購入に向けて所有者と交渉を行ってきたが、当時は売却しないとの意思表示があり、基本設計の段階で改めて打診した際にも同様の回答であった。その後、建設工事を進める中で、当該土地所有者を含めて隣接住民と協議を行ったところ、本年9月頃、一転して売却の意向が示されたため、近隣住民の要望や当該土地が今後の消防活動等に有効である点を考慮して、急遽、購入に向けた取得費を補正予算に計上したものである。

(2) 第2表 繰越明許費補正

なし

(3) 第3表 債務負担行為補正

問 ごみ収集業務においては、令和2年度から燃やすごみにかかる収集車2台分の業務を直営から委託化とし、職員数を9名減にすることであるが、委員会審査資料には、委託業務の設計内容見直しにより、令和元年度と比べて約8000万円の経費削減が見込まれている。そこで、これらの取り組みによる効果額の内訳など、詳細を伺いたい。

答 令和2年度の当該業務に係る職員数については、正規職員4名が退職となるが、そのうち3名は再任用となるため、結果として1名の減員となる。これに加えて、臨時職員8名の削減を想定しているが、委託化に伴う経費の増額分と人員削減によ



<p>る人件費の減額分は、ほぼ同額となる見込みである。</p> <p>したがって、経費削減については、収集車への乗車人員のほか、委託契約にかかる業務仕様等を精査したうえで、設計内容を見直すことで年間約8000万円の効果額を見込んでおり、あわせて提出書類の統一化や業務の履行確認等を強化していく考えである。</p> <p>問 ごみ収集業務の委託化については、現在進められている全事業の見直しにおいて検証される予定となっているが、今後、さらに委託化を推進する方針なのか伺いたい。</p> <p>答 市としては、災害時や緊急時の対応の必要性に鑑みて、最低限必要な人員は直営で賄うべきと考えていることから、将来的に必要な職員数を定めた上で、直営と委託の比率を設定し、これを基準としながら委託化を進めていく考えである。</p> <p>(4) 第4表 地方債補正 なし</p>
<p><b>特記事項</b></p> <p>配付資料あり（令和2年度ごみ収集業務の発注に係る改善点）</p> <p>議案質疑資料あり（1. 議84-44、84-45 第9款 第1項 第3目 消防施設費 第17節 公有財産購入費の広さ、平米単価について）</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（賛成多数）</p>

9. 議案第86号 令和元年度川西市用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）

<p><b>議案の概要</b></p> <p>キセラ川西地区内の都市整備公社所有地及び保留地について、文化会館等跡地との一体的な売却に向けて、用地先行取得事業特別会計において一時的に保有するため、必要な土地購入費用の増額補正。</p>
<p><b>質疑の概要</b> なし</p>
<p><b>特記事項</b></p> <p>議案質疑資料あり（1、キセラ川西地区内の都市整備公社所有地及び保留地の広さ・平米単価それぞれについて）</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>